



医工連携推進事業費補助金

<二次募集>



本市の特徴的な産業である「製造業」と「医療・福祉業」の異業種連携を促進し、医療福祉現場の課題解決と産業振興を図るため、市内中小企業による医療機器等の研究開発又は試作品製作に係る経費の一部を支援します。

補助対象者

倉敷市内の中小企業者

- ① 倉敷市内に住所及び事業所を有する個人事業主
- ② 倉敷市内に主たる事業所※を有する会社

※本社機能を有する事業所又は登記上の本店所在地で事業実態がある事業所

**受付中
(9/6締切)**

補助額

上限**30**万円 【補助率】補助対象経費の**2分の1**



補助対象事業

医療・福祉業を営む事業者又は医療機器の製造販売事業者（※裏面参照）と連携して行う医療・介護関連機器等の研究開発又は試作品製作

<イメージ>



医療機器やその部品、部材



福祉用具やその部品、部材



医療福祉分野の雑貨

補助対象経費

- 原材料費
- 機械装置費
- 借上費
- 外注費
- 共同研究費
- 技術指導費

計画書受付中

※詳細は裏面へ

【問合せ先】倉敷市文化産業局 商工労働部 商工課
TEL 086-426-3405 E-mail : cmind@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市医工連携

申請方法について

1 連携確認

補助対象となる事業は、医療・介護現場のニーズを的確に捉え、早期の事業化を目指すことが期待されます。このため、医療・福祉業を営む事業者※1又は医療機器の製造販売事業者※2との事業化に向けた連携を必須としています。（連携先は市外事業者でも可）

あらかじめ連携相手に対して、共に取り組める事業内容であることを確認をお願いします。

※1 医療・福祉業を営む事業者

日本標準産業分類（令和5年6月改定）（令和6年4月1日施行）における大分類P 医療、福祉に該当する業種を営んでいる者

※2 医療機器の製造販売事業者

医薬品医療器具等法第23条の2に基づき医療機器の製造販売業許可を取得している事業者



2 事前相談及び事業計画書の作成・提出

市商工課に事前相談（電話又は来庁）を行ってください。

※事前相談未実施の事業計画書は受付できません。

※事業計画書は、自ら主体的に作成してください。

※受付期限後、審査を行い、採択・不採択を決定します。



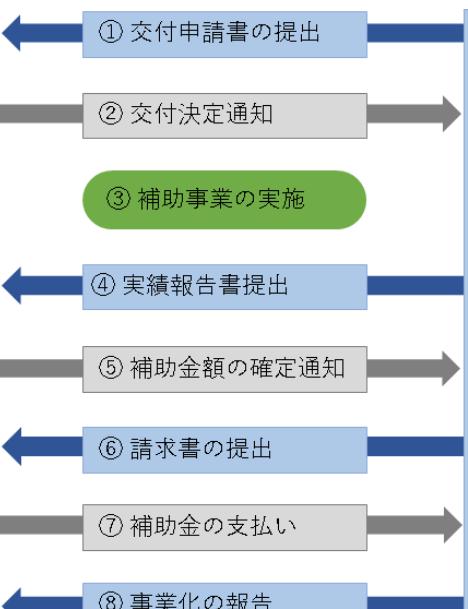
事業計画書受付期限：令和6年9月6日(金)

3 補助金交付申請書の提出

市の審査後、事業計画の採択を受けた方は、速やかに以下の申請書を提出ください。

※補助事業の開始日は、補助金の交付決定を受けた日以降になります。

補助事業の流れ



補助対象者（事業計画採択者）

提出物

- 補助金交付申請書
- 市税納税証明書
- 履歴事項全部証明書（法人のみ）
- 住民票（個人事業主のみ）
- 企業概要資料（会社パンフレット等）
- 対象経費の見積書（写し可）

事業計画書、申請書等の様式は商工課HPからダウンロードしてください。

